

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」
(バリアフリー新法) に関連する取組について

令和 6 年 6 月 3 0 日にバリアフリー新法第 9 条の 5 及び 6 に基づきシーサイドラインにおける令和 5 年度「移動等円滑化取組報告書」(別紙)を国土交通大臣に提出しましたので公表します。

※平成 30 年 5 月にバリアフリー法が改正され、公共交通事業者等は、[1]バリアフリーに関するハード・ソフト取組計画の作成・公表 [2]取組状況等の報告・公表を行う制度が創設されました。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000181.html

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和5年度）

住 所 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目1番地1

事業者名 株式会社横浜シーサイドライン
代表者名 代表取締役社長 猪俣 宏幸

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
全て適合済	・ 全て適合済のため、なし	なし

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
旅客施設及び車両等の点検情報の提供	1. 旅客施設 ・ エレベーター設備については、建築基準法第8条及び第12条の規定に基づき、有資格者による法定点検及び定期点検を行い、設備の良好な維持管理を継続します。 2. 車両等 ・ 乗降口の戸の開閉する側を音声により知らせる設備については、3日に一度の検査を継続します。 ・ 案内装置については、3か月に一度の検査を継続します。	・ 計画どおり実施済 ・ 計画どおり実施済 ・ 計画どおり実施済

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供 人員配置の工夫	・ 無人駅において事前連絡または駅インターホンにて乗降補助の申し出については近隣の有人駅の係員が迅速に対応します。 ・ 市大医学部駅は、病院隣接駅のため旅客支援対象者が多いことから平日の10時～18時の間係員を配置し、旅客支援が行えるような体制を継続します。	・ 計画どおり実施済 ・ 計画どおり実施済
高齢者や障害者の接遇に関する有資格者係員の配置	・ 駅係員の9割程度が高齢者や障害者等の接遇に関する資格（サービス介助士）を有する係員を配置していますが、資格取得の促進ならびに知識等の維持・向上に今後も継続的に取り組みます。	・ 新たに5名サービス介助士資格を取得。有資格者については知識等の維持・向上を図るため、更新手続きを実施済。また、交通サポート認定研修（中級）2名受講。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供 乗車方法の案内	・乗降補助サービスにあたり、事前連絡用の案内をホームページに掲出し周知を継続します。 ・運賃・乗車方法・各種情報をホームページに掲出し、継続的に周知を図っていきます。	・計画どおり実施済 ・計画どおり実施済

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	・乗降補助サービスを行う係員へ、その対応方法の教育を継続的に実施します。	・計画どおり実施済
高齢者や障害者の接遇に関する有資格者係員の配置	・高齢者や障害者等の接遇に関する資格（サービス介助士）を当社が全額負担して積極的な資格取得ならびに知識等の維持・向上を継続します。	・計画どおり実施済

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高齢者や障害者が利用しやすい環境整備の呼びかけ	声かけ見守り活動のポスターをデジタルサイネージにて掲出、声かけ見守りの案内放送を行い、利用者への広報活動を継続します。 また、係員に対しても定期的に広報活動と啓発活動の重要性の周知を図ります。	・計画どおり実施済

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」並びに関連する省令及び告示を踏まえ、より高い効果を発現するための取組に繋げるために、各課の連携を更に強化した情報共有を継続します。
--

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページ「バリアフリー情報」へ移動等円滑化取組計画及び報告書を掲載し、公表します。 https://www.seasideline.co.jp/station_guide/barrier_free/

(4) その他

特になし

住 所 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目1番地1
事 業 者 名 株式会社横浜シーサイドライン
代 表 者 名 代表取締役社長 猪俣 宏幸

I. 軌道停留場の移動等円滑化の達成状況(軌道停留場ごとに記入)

(令和6年3月31日現在)

鉄道事業者名	共用駅	軌道停留場の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人駅、無人駅の別	公共交通移動等円滑化法第3条第1項第1号の2に該当する有無	通門率合無	差への応	プラットフォームの数	段差が解消されているプラットフォームの数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その降置	の機	の数の	傾斜路の数	の所の	視覚誘導ブロックの有	障害者用トイレの有	案内設置の有	設備の有	障害者のための設備の有	障害者のための設備の有	障害者のための設備の有	障害者のための設備の有	車いす利用者のための設備の有	転落防止のための設備の有
				都道府県23区・郡・市・町・村																								
神鉄シーサイドライン		新杉田	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市磯子区	32,436 人		○	○		1	1	1 (1) 基	1 基		基		箇所	○	○	○	○	○	1	○				
神鉄シーサイドライン		南部市場	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	4,440 人	○	○	○		1	1	1 (1) 基	1 基		基		箇所	○	○	—	○	○	1	○				
神鉄シーサイドライン		鳥浜	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	9,249 人	○	○	○		1	1	1 (1) 基	1 基		基	1 (1) 箇所	○	○	○	○	○	1	○					
神鉄シーサイドライン		並木北	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	4,004 人	○	○	○		1	1	1 (1) 基	1 基		基		箇所	○	○	—	○	○	1	○				
神鉄シーサイドライン		並木中央	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	5,074 人		○	○		2	2	2 (2) 基	2 基		基		箇所	○	○	○	○	○	2	○				
神鉄シーサイドライン		幸浦	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	5,243 人	○	○	○		1	1	1 (1) 基	1 基		基		箇所	○	○	—	○	○	1	○				
神鉄シーサイドライン		産業振興センター	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	4,335 人	○	○	○		1	1	1 (1) 基	1 基		基		箇所	○	○	—	○	○	1	○				
神鉄シーサイドライン		福浦	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	3,929 人	○	○	○		1	1	1 (1) 基	1 基		基		箇所	○	○	—	○	○	1	○				
神鉄シーサイドライン		市大医学部	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	10,691 人	○	○	○		1	1	1 (1) 基	1 基		基		箇所	○	○	—	○	○	1	○				
神鉄シーサイドライン		八景島	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	4,674 人	○	○	○		1	1	1 (1) 基	1 基		基		箇所	○	○	○	○	○	1	○				
神鉄シーサイドライン		海の公園柴口	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	2,397 人	○	○	○		1	1	1 (1) 基	1 基		基		箇所	○	○	—	○	○	1	○				
神鉄シーサイドライン		海の公園南口	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	1,912 人	○	○	○		1	1	1 (1) 基	1 基		基		箇所	○	○	—	○	○	1	○				
神鉄シーサイドライン		野島公園	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	3,435 人	○	○	○		1	1	1 (1) 基	1 基		基		箇所	○	○	—	○	○	1	○				
神鉄シーサイドライン		金沢八景	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	19,975 人		○	○		1	1	1 (1) 基	2 基		基		箇所	○	○	○	○	○	1	○				
		(合計)				11	14	14	15	15	14	14	16	0	0	0	1	1	1	14	14	5	14	14	14	14	14	

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和 5 年度）

住 所 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目 1 番地 1

事業者名 株式会社横浜シーサイドライン
代表者名 代表取締役社長 猪俣 宏幸

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（１）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	○
（２）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3000 人以上 3 万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を 50% 以上所有しているか、又は自社に対し 50% 以上出資している中小企業者である。	

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（令和 5 年度）

住 所 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目 1 番地 1

事業者名 株式会社横浜シーサイドライン
代表者名 代表取締役社長 猪俣 宏幸

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道 車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
全て適合済	・ 全て適合済のため、なし	なし

② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
旅客施設及び車 両等の点検情報 の提供	1. 旅客施設 ・ エレベーター設備については、建築基準法第 8 条及び第 12 条の規定に基づき、有資格者による法定点検及び定期 点検を行い、設備の良好な維持管理を継続します。 2. 車両等 ・ 乗降口の戸の開閉する側を音声により知らせる設備につ いては、3 日に一度の検査を継続します。 ・ 案内装置については、3 か月に一度の検査を継続しま す。	・ 計画どおり実施済 ・ 計画どおり実施済 ・ 計画どおり実施済

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介
助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービ スの提供 人員配置の工夫 高齢者や障害者 の接遇に関する 有資格者係員の 配置	・ 無人駅において事前連絡または駅インターホンにて乗降 補助の申し出については近隣の有人駅の係員が迅速に対応 します。 ・ 市大医学部駅は、病院隣接駅のため旅客支援対象者が多 いことから平日の 10 時～18 時の間係員を配置し、旅客 支援が行えるような体制を継続します。 ・ 駅係員の 9 割程度が高齢者や障害者等の接遇に関する資 格（サービス介助士）を有する係員を配置していますが、 資格取得の促進ならびに知識等の維持・向上に今後も継続 的に取り組みます。	・ 計画どおり実施済 ・ 計画どおり実施済 ・ 新たに 5 名サービ ス介助士資格を取 得。有資格者につい ては知識等の維持・ 向上を図るため、更 新手続きを実施済。 また、交通サポート 認定研修（中級）2 名受講。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供 乗車方法の案内	・乗降補助サービスにあたり、事前連絡用の案内をホームページに掲出し周知を継続します。 ・運賃・乗車方法・各種情報をホームページに掲出し、継続的に周知を図っていきます。	・計画どおり実施済 ・計画どおり実施済

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	・乗降補助サービスを行う係員へ、その対応方法の教育を継続的に実施します。	・計画どおり実施済
高齢者や障害者の接遇に関する有資格者係員の配置	・高齢者や障害者等の接遇に関する資格（サービス介助士）を当社が全額負担して積極的な資格取得ならびに知識等の維持・向上を継続します。	・計画どおり実施済

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高齢者や障害者が利用しやすい環境整備の呼びかけ	声かけ見守り活動のポスターをデジタルサイネージにて掲出、声かけ見守りの案内放送を行い、利用者への広報活動を継続します。 また、係員に対しても定期的に広報活動と啓発活動の重要性の周知を図ります。	・計画どおり実施済

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」並びに関連する省令及び告示を踏まえ、より高い効果を発現するための取組に繋げるために、各課の連携を更に強化した情報共有を継続します。
--

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページ「バリアフリー情報」へ移動等円滑化取組計画及び報告書を掲載し、公表します。 https://www.seasideline.co.jp/station_guide/barrier_free/

(4) その他

特になし

Ⅱ. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和6年3月31日現在)

軌道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
案内軌条式鉄道	18 編成 90 (両)	18 編成 90 (両)	18 編成	0 編成	0 編成	18 編成	18 編成
(合計)	18 編成 90 (両)	18 編成 90 (両)	18 編成	0 編成	0 編成	18 編成	18 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	